

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十九年四月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 処分をした年月日

平成二十九年四月二十日

#### 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

##### イ 商号

株式会社石井工務所

##### ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県蓮田市関山二丁目一番十八

##### ハ 代表者の氏名

石井 正夫

##### ニ 許可番号

埼玉県知事許可（特―二十四）第六三三二号

#### 三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

##### イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの

##### ロ 停止を命ずる期間

平成二十九年四月二十七日から同年六月二十五日までの六十日間

#### 四 処分の原因となった事実

株式会社石井工務所の社員は、平成二十八年十二月五日に蓮田市が実施した指名競争入札に関し、自社に落札させようと企て、同市職員と共謀し、偽計を用いて入札の公正を妨害する行為を行った。

これにより、平成二十九年三月七日、さいたま簡易裁判所から公契約関係競売入札妨害罪（刑法九十六条の六第一項）による罰金刑の略式命令を受け、平成二十九年三月二十二日にその刑が確定している。

このことは、法第二十八条第一項第二号に該当する。